

広島県告示第七七十八号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第七条第一項の規定によって、令和二年五月二十九日に特定農業用ため池を次のとおり指定した。

令和二年六月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	特定農業用ため池の名称
広島県安芸郡海田町	金丸下ため池外三箇所（別表一のとおり）
広島県安芸郡熊野町	時光上池外二七箇所（別表二のとおり）
広島県安芸高田市	長迫池外一〇二箇所（別表三のとおり）
広島県江田島市	上池一号外二二箇所（別表四のとおり）
広島県大竹市	大屈C池外一箇所（別表五のとおり）
広島県尾道市	夜打畑下池外一一五箇所（別表六のとおり）
広島県呉市	ねころぎ池外一五箇所（別表七のとおり）
広島県庄原市	勝田谷池外四九箇所（別表八のとおり）
広島県世羅郡世羅町	的場池外六一箇所（別表九のとおり）
広島県竹原市	丸沢田池外四〇箇所（別表一〇のとおり）
広島県豊田郡大崎上島町	丸山池外九箇所（別表一一のとおり）
広島県廿日市市	伊藤外一二箇所（別表一二のとおり）
広島県東広島市	本池外一一〇箇所（別表一三のとおり）
広島県広島市	流谷外一一箇所（別表一四のとおり）
広島県福山市	下池外四三箇所（別表一五のとおり）
広島県府中市	神迫池（別表一六のとおり）
広島県三原市	スベリ池外七五箇所（別表一七のとおり）
広島県三次市	大堤外七二箇所（別表一八のとおり）

広島県山県郡北広島町

柿ノ木谷堤外一四箇所（別表一九のとおり）

別表一から別表十九までは、添付を省略し、広島県ホームページに掲載するとともに、広島県農林水産局農業基盤課に備え置いて縦覧に供する。